

# 建築基準法第 22 条区域(屋根不燃区域) 指定変更のお知らせ

[令和 6 年 3 月 29 日改訂版]

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 22 条第 1 項の規定に基づき、裏面のとおり指定区域を一部変更しましたのでお知らせします。この度の指定変更により、市内全域、市街化区域(準防火地域を除く)が法第 22 条区域となります。

## ● 建築基準法第 22 条区域(屋根不燃区域)とは

通常の火災を想定した火の粉による火災の発生を防止するため、建築物の「屋根」及び「外壁」の構造に、一定の防火措置(不燃化等)を講ずる必要がある区域のことをいいます。

## ● 区域内での規制内容について

屋 根	瓦や金属板などの「不燃材料」で葺くことが必要となります。 茶屋、あずまや等又は延べ面積が 10 m <sup>2</sup> 以内の物置、納屋等で延焼のおそれのある部分※以外の屋根は、規制対象外となります。
外 壁	木造建築物は、延焼のおそれのある部分※を、準防火性能を有する土塗壁等の定められた構造又は認定された構造としなければなりません。なお、延焼のおそれのある部分※以外は、防火上の制限はありません。 鉄骨造、鉄筋コンクリート造など木造以外の建築物は、延焼のおそれのある部分※の内外に関わらず、防火上の規制はありません。
備 考	※ 「延焼のおそれのある部分」とは、道路中心線・隣地境界線から、1 階は 3m 以下、2 階以上は 5m 以下の距離にある部分をいいます。  [概略図] 

- NEW**
- 施行日:令和6年3月29日 富塚町地区、東新町地区
  - 施行日:令和6年4月1日 富塚町及び東新町地区以外の地区

施行日以降、建築物を新築する場合は、新たな規制の制限を受けます。なお、「既存建築物」または「現在建築工事中の建築物」については、増改築を行わない限り、新たな規制の適用は受けません。

問合せ先

新発田市建築課建築審査係

〒957-0053 新発田市中心部5丁目2番13号 地域整備庁舎2階

電話 0254-26-3557(建築課直通) FAX0254-26-3559